

地方独立行政法人  
宮城県立こども病院中期目標  
(平成26年度～平成29年度)

平成26年12月

宮 城 県

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標

### 目 次

前文	1
第1 中期目標の期間	1
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	2
1 診療事業及び福祉事業	
2 成育支援・療育支援事業	
3 臨床研究事業	
4 教育研修事業	
5 災害時等における活動	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	5
1 効率的な業務運営体制の確立	
2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	
第4 財務内容の改善に関する目標	7
第5 その他業務運営に関する重要目標	7
1 人事に関する計画	
2 職員の就労環境の整備	
3 医療機器・施設整備に関する事項	

## 前文

宮城県立こども病院は、「すべての子どもにいのちの輝きを」を基本理念とする県の総合的な小児医療システムの中で、「小児専門医療の核」と位置付けられ、周産期・小児医療分野における高度医療を集約的に提供するとともに、県全体の小児医療水準の向上を図るために設置した病院である。

これまで、宮城県立こども病院は、「こどもの権利を尊重し、こどもが主役となるこころの通った医療」を行うという理念の実践に一貫して努めるとともに、「高度な専門知識と技術にささえられた、良質で安全な医療」を行ってきたところである。

この度の地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）期間中、宮城県立こども病院と医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センターが統合することから、東北地方唯一の小児高度専門病院としての機能と小児リハビリテーションの核としての機能の一体的な連携が可能となり、急性期から慢性期、在宅に至るまでの高度な医療・療育サービスを総合的かつ効果的に提供する役割をより積極的に果たしていくことが期待される。

このため、法人は、安定した診療体制の構築に努めるとともに、県内の医療・福祉・教育機関などとの役割分担及び連携の一層の強化を図ることにより、その機能を十分に発揮し、県内外の医療・療育の需要に的確に対応していく必要がある。

なお、法人が、その担う使命及び理念を持続的に実現していくためには、事業収支の改善を図ることが不可欠であることから、地方独立行政法人としての自主性・自律性を生かして、効率的な業務運営体制の確立に取り組むことが必要である。

## 第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

### 1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療、療育に関する施策及び県民の周産期・小児医療、療育に対する需要の変化を踏まえつつ、利用者である県民に対して、成育医療と療育の理念に基づく高度で専門的な医療と療育を集約的に提供するとともに、患者及びその家族の視点に立った医療・療育を提供し、患者が安全で質の高い医療・療育を安心して受けられるよう取り組むこと。

#### (1) 質の高い医療・療育の提供

法人が有する人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療・療育に取り組み、周産期・小児医療、療育水準の向上に努めるとともに、政策医療を適切に実施すること。また、質の高い医療・療育を持続的に提供するためには、安定した人員体制の維持が不可欠であることから、スタッフの確保に最大限努めること。

医療の標準化を図るため、クリニカルパス（特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導等が一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にもつながること。）の活用及びエビデンス（診療行為の科学的根拠）に基づく医療（Evidence Based Medicine）に関する情報の共有化を図ること。

宮城県立こども病院の特徴や強みについて、県外医療・療育機関等に対する情報発信の強化に努めること。また、ICT（情報・通信に関連する技術一般の総称）を活用すること等により、地域の医療機関及び県外の医療機関との病病・病診連携（核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ、患者を病院・診療所から専門医又は医療設備

の充実した核となる病院に紹介し，高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は，元の病院・診療所で診療を継続する仕組み）や地域の療育関係機関との連携を推進するなど地域医療，療育への貢献を図ること。

さらに，急性期を脱し，継続的な治療を必要とする患者のための，在宅での療養・療育への移行支援や機能回復訓練に取り組むこと。

救急医療については，県内外から三次救急医療（重篤な患者に対する救急医療）の患者を受け入れるとともに，仙台市における小児救急医療支援事業等を通じて，二次救急医療（入院治療を要する重症の患者に対する救急医療）への参画の充実を図ること。

## **(2) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供**

医療従事者による説明・相談体制を充実させる等，患者及びその家族が医療・療育の内容を理解し，治療の選択を自己決定できるようにするとともに，プライバシーの確保に配慮した環境整備に努めるなど，患者及びその家族の視点に立った医療・療育サービスを提供すること。

患者及びその家族からの意見，要望等について速やかに対応するとともに，その内容について適宜，分析・検討を行うことにより，提供する医療・療育サービス内容の見直し及び向上を図ること。また，主治医以外の専門医の意見を聞くことのできるセカンドオピニオン（患者本人の医療情報を得る過程で，診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。）の推進に努めること。

## **(3) 患者が安心できる医療・療育の提供**

医療倫理の確立を図るとともに，医療の安全対策及び院内感染防止対策を推進し，患者が安心して医療・療育を受けることができるようにすること。

## 2 成育支援・療育支援事業

成育支援・療育支援部門は、医療・療育部門と一体となって、患者及びその家族のQOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努める等、子どもの成長・発達を支援すること。

インフォームド・コンセント（診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法等を説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。）及びインフォームド・アセント（小児患者の治療に際して、自己決定能力があるとはみなされない子どもに対して、その理解力に応じて病名、検査・治療・処置等の内容を分かりやすく説明し、患者の了解を得ること。）の際の支援に努めるとともに、検査・治療に対する患者及びその家族の不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活などに関する様々な相談に積極的に対応する等、入院・入所・通院中の心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めること。

地域の医療機関及び保健・福祉・教育機関と密接に連携することにより、患者の円滑な退院等を促し、及び退院後の在宅での療養・療育の支援を充実すること。また、障害児とその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で生活していくための知識と技術の獲得の支援に努めること。

なお、この事業は、より一層の充実が求められているため、適切な目標設定及び評価に基づく改善に特に努めるとともに、実践内容を整理し、情報の発信を含めたその効果的な活用を図ること。

## 3 臨床研究事業

臨床研究事業については、周産期・小児医療、療育水準の向上のため、東北大学との連携等を図ることにより、科学的根拠となるデータを集積し、エビデンスの形成に努めるとともに、診療及び研究の成果を論文とし

て発表するよう努めること。また、その成果の臨床への導入を推進すること。

臨床試験については、法人の特徴を生かし、質の高い治験を推進すること。

#### 4 教育研修事業

教育研修事業については、東北大学病院等他の臨床研修病院との連携及び法人が有する人的・物的資源を生かした研修プログラムを充実させることにより、後期研修医及び専門研修医（臨床研修修了後に専門的な知識及び技術を習得するための研修を受ける医師をいい、法人では医学部卒後3年目から5年目の者を後期研修医、6年目以降の者を専門研修医としている。）等の確保及び育成に積極的に取り組むこと。また、看護師、医療技術職員及び事務職員等の資質向上に資する取組を積極的に支援すること。

県内の医療従事者に対する知識及び技術の普及に資するため、地域医療支援病院としての地域医療研修会の充実を図ること。また、療育拠点施設として、地域の療育機能の向上を図るための人材育成に取り組むこと。

#### 5 災害時等における活動

災害、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する感染性の疾病をいう。）等公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応を行うこと。また、災害発生等に備えて、定期的な防災訓練等に努めること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、医療・療育管理体制と経営管理体制の連携及び事務部門の機能強化により業務運営の改善や効率化を推進し、業務運営体制の強化を図ること。また、事務部門においては、職員の専門性向上と組織活性化に資する取組を推進すること。

## 2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

医療情報システムを活用し、法人の業務全般について最適化を図るとともに、診療収入等の増収及び経費の節減に取り組み、収支の改善を図ること。

### (1) 医療資源の有効活用

病床稼働率及び医療機器の稼働率の向上並びに診療報酬制度等に対応した体制の整備を図る等、法人が有する様々な人的・物的資源を有効に活用し、経営改善を行うこと。

特に、病床稼働率の向上については、県外の患者を含む患者の増加に向けた具体的な行動計画を策定し、実行すること。

### (2) 収益確保の取組

診療報酬等及び制度の改定への対応を迅速に行い、事業収益を確保していくとともに、診療報酬等の請求漏れの防止並びに未収金発生の防止及び早期回収に努めること。

### (3) 業務運営コストの節減等

経費節減のため、医療材料・医薬品等の適切な管理を行うとともに、必要に応じて購入・管理方法の見直しを行うこと。また、職員配置及び業務委託の見直しを通じて、医業収益に占める人件費率と委託費率とを合計した率を抑制すること。

### (4) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、医療情報システムを活用して詳細な財務分析を行い、経営の効率化に努めること。



#### (5) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務改善に反映させること。

### 第4 財務内容の改善に関する目標

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標期間中の各年度において経常収支比率を100%以上とすること。

### 第5 その他業務運営に関する重要目標

#### 1 人事に関する計画

県民の医療・療育需要に的確に対応しつつ業務運営の一層の効率化を図り、かつ、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、専門性の向上に配慮した人材の確保・育成に努めること。また、中長期的な視点のもと、適切な人員を計画的に確保し、及び適切に配置すること。併せて、業務・業績に対するより適切な人事評価を含む人事制度の確立等により、職員のモチベーションを高めていくための取組を進めること。

#### 2 職員の就労環境の整備

定期的に職員の満足度調査及びメンタルヘルスケアを実施する等、日常業務の質の向上を図ること。

多様な雇用形態を導入するとともに、子育て支援の充実等、職員が安心して働くことができる就労環境を整備すること。

#### 3 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器、医療情報システム及び施設の整備については、費用対効果、

県民の医療・療育需要，医療技術の進展等を総合的に勘案し，財源を含め投資計画を策定し，計画的な更新・整備を行うとともに，その効率的な活用を図ること。